

別表 1

## 認証要件となる事業所

事業所種別
通所介護
札幌市の介護予防・日常生活支援総合事業における通所型サービス
認知症対応型通所介護（介護予防を含む。）
通所リハビリテーション（介護予防を含む。）
短期入所生活介護（介護予防を含む。）
短期入所療養介護（介護予防を含む。）
小規模多機能型居宅介護（介護予防を含む。）
看護小規模多機能型居宅介護
認知症対応型共同生活介護（介護予防を含む。）
特定施設入居者生活介護（介護予防を含む。）
地域密着型特定施設入所者生活介護
介護老人福祉施設
地域密着型介護老人福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院

別表 2

## 認証要件となる開催場所

	開催場所の要件
1	札幌市内で認知症の人と家族ができるだけ気楽に立ち寄れる場所とすること。
2	原則として、別表 1 に定める事業所で開催する。介護保険サービスを提供しているスペースで開催する場合は、介護保険サービス提供時間外に開催する。ただし、サービス提供時間内であっても別室で開催し、サービス提供している職員と別の職員を配置する場合は可能とする（介護保険サービス事業所の運営基準を遵守してください。）。なお、別表 1 に定める事業所以外の建物で開催する場合は、要綱第 5 条第 1 項第 1 号に定める法人等が運営する常設の建物とし、認知症に関する認定資格を持つ専門職を配置する場合に限り可能とする。
3	オープンスペースでの開催は、認証の対象外とする。
4	相談者がプライバシーの守られる場所での相談を希望した場合には、対応できるスペースを確保する。

別表 3

## 実施内容の要件一覧

	実施内容の要件
1	認知症の人や家族が専門職に出会え、気軽に相談できる場を提供をする。
2	認知症の人と家族、地域住民等が気軽に交流できる場を提供をする。
3	認知症の人や家族が癒されるような体験ができる場を提供する。
4	認知症支援ボランティアが認知症カフェの従事を希望した場合は受け入れる。
5	専門職が認知症の人や家族、地域のニーズを把握できる場とする。
6	飲み物の提供は必須とし、茶菓子程度は提供可能とする。また、飲食代については、実費程度を参加者から徴収することとし、営利目的にならない程度の金額とする。
7	開催回数は年に数回以上とし、原則、継続開催とする。
8	認知症カフェにおいて、特定の思想の普及、政治的主張、宗教の普及については行わないこと。

備考 この表に定めがない実施内容については、札幌市保健福祉局高齢保健福祉部介護保険課が認める内容とし、申請時に申し出ること。